

受講・検定料及びテキスト料金

講習名	受講・検定料		使用テキスト料					単位：円	
	単位：円		高圧ガス保安法	高圧ガス保安法分冊	液石法	テキスト	問題集(日連編集)		
丙種化学(液石)講習	インターネット申込	18,400	4,700				2,400	2,300	9,400
	郵便振込申込	18,900							
第2種販売講習	インターネット申込	12,500		1,800	3,500		2,400	1,800	9,500
	郵便振込申込	13,000							
業務主任者の代理人講習		13,000		1,800	3,500		2,400	1,800	9,500
設備士第2講習		12,300				(液化石油ガス設備施工マニュアル)	3,300	2,000	8,800
	技能試験	14,300							
保安業務員講習		12,000			3,500		1,800	420	5,720
充てん作業者講習	座学	免除無							5,500
		科目免除有							
	実習	24,600							
フレキ管講習	座学・実習	30,900					1,600		1,600
	実習のみ	26,800							
ポリエチレン管講習	座学・実習	12,600					2,625		4,200
	実習のみ	10,700							
保安係員(LP)講習	インターネット申込	9,600	4,700				1,500		6,200
	郵便振込申込	10,100							
業務主任者講習		4,500		1,800	3,500	(LPガス販売事業者用保安教育指針)	2,300		7,600
設備士再講習		4,700			3,500	(LPガス設置基準及び取扱要領)	3,500		7,000
充てん作業者再講習		7,200			3,500		1,500		5,000

※ テキスト代金は、予定価格のため変更する場合があります。

※ テキスト購入方法は、希望するテキスト名等を明記し、代金とともに協会本部へ現金書留で送金して下さい。テキストは宅急便で送付しますが、

送料は着払いをお願いします。また、講習会場でも販売します。

講習概要

資格取得講習	講習概要	義務講習	講習概要
丙種化学液石講習 (高圧法第31条第3項)	高圧ガス製造保安責任者の内、丙種化学(液石)免状を取得したい方で、国家試験科目の一部免除を希望される方のための講習です。 3日間の講習を受け、検定(学識・保安管理技術)に合格した方が、国家試験のうち「学識・保安管理技術」が免除され、「法令」のみの受験となります。	保安係員(LP)講習 (高圧法第27条の2第7項)	高圧ガス製造保安責任者免状をお持ちで、LPガスを取り扱う第一種製造事業所において保安係員に選任されている方に係る講習です。 平成18年度の免状交付者で選任された方、平成18年度以前の免状交付者で新たに選任された方は、選任日より六ヶ月以内に受講して下さい。 また、前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内に受講して下さい。
第2種販売講習 (高圧法第31条第3項)	高圧ガス販売主任者免状を取得したい方で、国家試験科目の一部免除を希望される方のための講習です。 3日間の講習を受け、検定(保安管理技術)に合格した方が、国家試験のうち「保安管理技術」が免除され、「法令」のみの受験となります。	業務主任者講習 (液石法第19条第3項)	第二種販売主任者免状所持者で、業務主任者に選任されている方に係る講習です。 平成18年度の免状交付者で選任された方、平成18年度以前の免状交付者で新たに選任された方は、選任日より六ヶ月以内に受講して下さい。 また、前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内に受講して下さい。
業務主任者の代理人講習 (液石法規則第25条第3項)	業務主任者の代理人に選任される方で、講習によりその資格を取得したい方のための講習です。 3日間の講習を受け、検定(保安管理技術・法令)に合格した方に講習修了証を交付します。 この修了証が資格証となります。		
設備士第2講習 (液石法第38条の4第2項第2号)	液化石油ガス設備士免状を取得したい方のための講習です。(LPガスの家庭用、業務用消費者のLPガス設備の配管工事の作業を行いたい方の講習です) 1年以上の液化石油ガス設備工事に関する経験を必要とします。 3日間の講習を受け、筆記試験(法令・配管理論等)に合格した方が、技能試験を受験することが出来ます。 技能試験合格者は免状を申請することが出来ます。	設備士再講習 (液石法第38条の9)	設備士免状交付者の講習です。 平成18年度に免状を交付された方、平成17年度以前に免状を交付されていて、受講していない方は受講して下さい。 また、前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内に受講して下さい。 業務に従事していなくても、免状交付者は受講義務があります。
保安業務員講習 (液石法規則第36条第2項第37条第3項 準用)	保安機関において、一般消費者用LPガス供給設備や消費設備の点検・調査業務等に携わる方が必要とする資格です。 冷凍関係を除く高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の交付を受けている方は必要ありません。 検定合格者に講習修了証を交付します。この修了証が資格証となります。	充てん作業者再講習 (液石法規則第74条第2・3項)	充てん作業者講習修了証交付者の講習です。 平成18年度に講習修了証を交付された方、平成17年度以前に講習修了証を交付されていて、受講していない方は受講して下さい。 また、前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内に受講して下さい。 業務に従事していなくても、免状交付者は受講義務があります。
充てん作業者講習 (液石法第37条の5第4項)	新型バルクローリーで充てん作業に携わるには、この資格が必要となります。 筆記試験受験者のうち、一部免除ありの受験合格者の方には修了証を交付します。また、免除なし受験合格者の方は実習講習終了後、修了証を交付します。 この修了証が資格証となります。		
ポリエチレン管講習 (液石法関係 例示基準準拠)	ポリエチレン管工法で工事するには、設備士免状以外にこの資格が必要となります。 平成9年3月31日以前の設備士免状交付者は、講義と筆記試験・実習講習を行います。平成9年4月1日以降の設備士免状交付者は、講義と筆記試験を免除することが出来ます。	フレキ管講習 (液石法関係 例示基準準拠)	フレキ管工法で工事するには、設備士免状以外にこの資格が必要となります。 平成9年3月31日以前の設備士免状交付者は、講義と筆記試験・実習講習を行います。平成9年4月1日以降の設備士免状交付者は、講義と筆記試験を免除することが出来ます。